

ドイツの移民テストと主導文化

多文化主義からの離脱

佐藤裕子

0. はじめに

1990年に新外国人法が成立し、移民の第2、第3世代にもドイツ国籍が付与されることとなり、2004年には移民のドイツ社会への統合を支援、促進するための統合コースの規定を設けた新移民法が成立した。このような流れの中で、バーデン・ヴュルテンベルク州が帰化申請者に対して、ドイツ憲法への忠誠や現代ヨーロッパ社会の価値観を共有できるかを問うテストを導入した。テストは即席の学習によって獲得できる知識だけでなく、女性の地位や婚姻、ホモセクシュアルに対する考え、個人の信条をはかり知ることが可能なように考案されている。バーデン・ヴュルテンベルク州に続きヘッセン州もまた100項目の質問から成る帰化申請者用のテスト案を発表した。これも同様にドイツの政治機構や文化、歴史などに関する知識を問う質問と、現代のドイツやヨーロッパ社会の価値観に対する姿勢を問う質問で構成されている。

新移民法や移民テストの方向性は多文化社会という理念上の理想像を脱却し、平行線社会の現実をふまえ、明らかに社会の中のドイツ人の主導文化の存在を認容、主張したものである。移民がドイツ国籍を得るためのテストの問題は、戦後長くタブーとされてきた、ドイツ人とは何であるか、ドイツ人を規定するものは何であるかというアイデンティティの問題と表裏一体である。移民テストを巡る問題を検証しながら、ドイツは「民族性」に替わる同質性を何に求めようとしているのかを探っていきたい。

1. 統合コース

2000年から5年間の議論を経て2005年1月に発効した新移民法では、ドイツに居住する外国人がドイツ語能力養成と日常生活や法律、文化、歴史などに関する知識を習得することを目的とした統合コース規定が設けられている¹。新移民法によって規定された統合コースの概要は以下の通りである。

1) 受講対象者

統合コースを受講する権利を有する人々は、以下の3つの範疇に分かれている。

1. 既に長期にわたりドイツに居住する外国人（旧移民）
2. 2005年1月1日以降に初めて1年以上の滞在許可を取得した外国人（新移民）
3. 後期帰還者

この中で外国人局よりコース受講が義務づけられているのは、ドイツ語で簡単な口頭の意味疎通ができない外国人、特にドイツ社会への適応が必要とされる外国人であるが、2006年には143,392人の受講権を与えられた外国人のうち、64,637人が外国人局によりコース受講を義務づけられている²。費用は、受講料が免除されている後期帰還者をのぞいて、1授業時間（45分）につき受講料として1ユーロを負担することとなっている。コースにかかる料金のうち、残りは連邦政府により支払われる。2005年の移民法改正を受けて連邦レベルで開設されたこの統合コースは、ドイツ全土で認可を受けた1,851の機関が5,800以上の場所で授業を提供しているが、実際には成人学校、地域の施設、語学学校や専門学校などがコース実施施設としての役割を担っている。

1 Integrationskursverordnung, BGBl. Teil I Nr. 68 vom 13. Dezember 2004, S. 3370ff.

2 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsbilanz für das Jahr 2006 Nürnberg 2007, S.2.

2) コースの構成と内容

統合コースはその大部分を占める600時間のドイツ語コースと、30時間のオリエンテーションコースに分かれており、原則として週25時間の全日制授業の形態をとっているが、子供の世話や職業的な理由で全日制コースの参加が不可能な場合は、1週間あたりの受講時間を最低5時間まで軽減することができる。夜間や午後だけのコースの受講も可能である。

ドイツ語コースは各300時間の初級コースと中級コースにから成り、それぞれのコース内でさらに100時間ずつ、3段階のクラスに分かれている。受講者は最初のクラス分けテストによって、能力にあったクラスに振り分けられるが、能力によって飛び級や、最終的に600時間を超過しない限り同じクラスの再履修も可能である。語学授業の内容は、手紙やドイツ語でEメールを書く、公共交通手段の利用、用紙の記入、電話をする、職を探すなど、ドイツで生活を始める外国人が直面する実質的な問題に即したテーマが設定されている。

600時間のドイツ語コースに続く30時間のオリエンテーションコースでは、ドイツの法秩序や歴史、文化に関する授業が行われ、受講者がドイツ社会の一員として有する権利と果たすべき義務に関する知識、加えて受講者が暮らす地域の慣習や文化、歴史なども学ぶこととなっている。さらに信仰の自由や平等、寛容の精神など、ドイツの民主主義社会の基盤を成している価値観も授業のテーマとして挙げられている。

コースは基礎コースとそれに続く中級コースの2段階に分かれ、それぞれが、法秩序、歴史、文化の3分野から構成されている。具体的なカリキュラムの内容は以下のとおりである。

〈基礎コース〉

法秩序

- ・ドイツ連邦共和国のしくみ・民主主義・政治の影響力・選挙権・州と地方自治体・法治国家・福祉国家の原理・住民の義務

歴史

- ・ドイツ民主共和国の成立と発展

文化

- ・人間の理解・時間の理解・規則に対する姿勢・宗教的多様性

〈中級コース〉

法秩序

- ・ヨーロッパ・社会的市場経済

歴史

- ・ヨーロッパの統合・ドイツ再統一・ドイツの移民史・地域の歴史

文化

- ・文化と宗教の多様性・職業生活と私的生活の分離・様々なシンボル³

30時間という極めて短い時間ではあるが、ここではオリエンテーションコースの名の示すとおり、特に文化の分野で、現代のドイツ、あるいはヨーロッパ社会の価値観を学び、規範を守って社会生活を始める準備をするためのコースという方向性が明確に打ち出されている。

この統合コースの終わりにはそれぞれドイツ語能力とオリエンテーションコースの内容である社会知識に関する終了試験が行われる。到達目標とされるドイツ語能力の基準はドイツ語基礎統一試験（Zertifikat Deutsch）で、これはGER（Gemeinsamer Europäische Referenzrahmen für Sprachen — 欧州評議会評価基準）により初級から上級のA1からC2の6段階に分けられた能力基準のB1に相当するが、具体的には、明瞭に話されたドイツ語であれば、仕事や趣味などの日常的な事柄に関する会話や文章を理解したり、それについて発言し、自分の体験や希望、目標などについて話すことができるレベルである⁴。受験者はテストに合格すると同時にこの

3 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Nürnberg 2007. S.21, S.22.

4 <http://www.goethe.de/ins/jp/osa/lrn/all/kk/ja130243.htm>.

資格が与えられることとなるが、得点が合格点に達しない場合は取得した点数を記載した終了証明書が発行される。

一方、オリエンテーションコース修了試験は、受験資格としてコース受講が前提条件となっている。このコースの到達目標は、「自立して意思表示や他者との意思疎通ができ、社会の状況を理解し、他者の助けなしに情報を得て、行動することができる」⁵ことである。これはむしろ、移民である受講者が自国でどれだけドイツやヨーロッパ社会に関する知識を得ているかに依るが、30時間という限られた時間、しかもドイツ語という外国語を介して目標とされる能力を得ることは現実的には容易ではない。目標に掲げられた能力よりも、むしろ、受講者に今後生活していく社会の規範や制度を提示し認識させるという意味合いが強いと考えられる。

2. バーデン・ヴュルテンベルク州国籍取得申請者テスト

第1章で紹介した統合コースと終了テストは、連邦移民・難民局（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）が連邦レベルでコンセプトを作成し、全国の成人学校や専門学校、語学学校などを統合コース実施校として認可し、そこに委託する形で授業と終了テストを実施しているものであるが、次に紹介するバーデン・ヴュルテンベルク州やヘッセン州のように、国籍取得申請者に州が独自のテストを課す動きが出てきている。

バーデン・ヴュルテンベルク州では2006年1月より、ドイツ国籍取得を申請する外国人に移民局での口頭による面接形式のテストを課している。バーデン・ヴュルテンベルク州内務省によると、「国籍取得申請者が自由主義的民主主義政体への支持表明の内容が真に理解がなされているか否か、また、これがその信念と一致しているかどうか」をはかるために、移民局

5 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, S.9.

との面接が行われることとなっている。しかし、これは全ての国籍取得申請者に対して実施されるのではなく、上記の事項に関して、移民局が疑わしいと判断した場合に国籍取得申請者との面接が課せられるのである。面接は移民局側の質問に国籍取得者が解説を加えながら答えるという形で進められるが、試問要領として公表された質問項目の内容を検証すると、この面接がある特定の外国人グループ、つまりイスラム教徒を対象とし、彼らに現代のヨーロッパ、あるいはドイツ社会の規範的な価値観に対する信条を問うものであることは明らかである。質問は全体で30項目からなり、民主主義的価値観に則った人権意識、法治国家、男女平等、信仰の自由に対する個人の意見を問い、信条表明を求めている。次に実際の質問の抜粋を紹介する。数字は設問番号を示している。

3. 映画や演劇、書籍などで様々な宗教を持った人の信仰心が傷つけられることがあります。あなたは自分の信仰に対するそのような中傷に抗するにはどのような手段を取ることが許されると考えますか。あるいはどのような手段を取ることが許されないでしょうか。
6. 妻は夫に従うべきであり、妻が従わない場合、夫は妻に暴力をふるってもよいという発言に対して、あなたはどう思いますか。
9. ドイツでは、男性と女性が法律によって同等の権利を有していますが、あなたはそれを進歩的なことであると考えますか。男性がこのことを受け入れない場合、あなたの考えによると、国家は何をすべきですか。
15. ドイツでは、体育や水泳が一般の授業の一貫として行われています。あなたの娘をこれらの授業に参加させますか。参加させない場合は、その理由を述べてください。
23. 2001年9月11日にニューヨークや、2004年3月11日にマドリッドでテロ事件が起きました。あなたにとって犯人達はテロリストですか、それとも自由の戦士ですか。あなたの主張を説明してください。

29. 成人したあなたの息子があなたのところに来て、自分は同性愛者であると告白し、男性と同棲生活をしたいと言ったとします。あなたはどのように反応しますか。⁶

30の質問を大別すると、ドイツの憲法と法治国家の原則に関する質問（1, 2, 5）、宗教に関する質問（3, 4, 21）、女性の地位、婚姻に関する質問（6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 25, 26）、子供の婚姻に関する質問（13, 14.）、子供の学校教育に関する質問（15, 16, 17, 18）、テロに関する質問（22, 23）、人種差別に関する質問（27, 28）、同性愛に関する質問（29, 30）、その他（19, 20, 24）に分けられる。質問は、学習によって習得可能な知識だけではなく、「内的確信」を測り知ることが出来るように構成され、国籍取得申請者の言葉（解答）は記録されて、最終的に申請者本人による「国籍取得申請者宣誓文」に署名がされる。宣誓文の内容は、国籍取得申請者の解答と説明が正しく記録され、申請者の内的確信を示したものであること、質問の理解がなされた上での解答であったことを表す文言の次に、以下の誓約文が続く。

虚偽の陳述は移民局に対する詐欺行為と見なされ、たとえそれで無国籍になることがあっても、年経過後も、国籍剥奪もあり得るということについて、明確に説明を受けています。

申請場所、申請年月日、署名⁷

質問事項の内容は、約176万4000人のトルコ人を初め⁸多くのイスラム

6 Gesprächsleitfaden für die Einbürgerungsbehörden in Baden-Württemberg, <http://www.landtagwahl-baden-wuerttemberg.de/themen/einbuenger.php3>.

7 Gesprächsleitfaden für die Einbürgerungsbehörden in Baden-Württemberg.

8 Jürgen Nowak, Leitkultur und Parallelgesellschaft-Argumente wider einen deutschen Mythos, Frankfurt a. M. 2006, S.103.

系住民を抱えるドイツ社会が、現在直面している問題を如実に表したものとなっているが、問題の根底には社会の中で価値観や規範を異にする平行社会が移民の数の増加とともに膨らみつつ存在し、他方では、少子化という状況の下、年金を初めとする福祉制度を支え、EU内で経済的な競争力を維持するためにも、ドイツ社会は移民を必要としているという現実がある。既に移民社会という段階に突入しているのであれば、増加する移民にドイツ社会の基本理念や価値観を共有する「ドイツ社会化」を求めることが、社会の空中分解を防ぐ唯一の方策ではないかという、政府側の思惑が見て取れる。同時に、このテストは、明からさまにイスラム系移民申請者の信条を問うものである。歴然たるムスリム差別であるという批判の声は、保守を含む政治サイド、ドイツ社会、イスラム教徒、その他の人権団体各所で上がっている。元連邦憲法裁判所判事メーレンホルツ（Ernst Gottfried Mehrenholz）は、このテストがヨーロッパの差別撤廃路線に逸脱していることと、ドイツ基本法平等原則に違反していることを指摘し、ドイツユダヤ人中央評議会議長パウル・シュピーゲル（Paul Spiegel）は、質問項目は「非生産的」で、「軽率な場当たりのテストであり、早急に再検討を要する」と、警告している⁹。ムスリム差別の問題に加えて、ひとつの社会の中で、価値観や規範を共有せず、教育や生活水準、社会的位置においても歴然とした格差が存在する平行社会が形成され、大半の人々が自分の生活圏の中だけにとどまり、関わりを持たない人々を平和的に無視しつつ共存するという現状において、実質的なテストという形が何らかの効果をもたらすかは疑問が残る。

3. ヘッセン州国籍取得申請者テスト案

イスラム教徒移民の信条をテストするという「全くの新天地に足を踏み

9 Der Spiegel, 12/2006, S.44.

入れた」¹⁰（ベーマー、Maria Böhmer—移民・難民・統合担当相）バーデン・ヴュルテンベルク州に続いて、ヘッセン州もまた同年3月にドイツ国籍取得申請者の外国人向けにテスト案を発表した。「知識と価値判断テスト」（Wissen- und Wertetest）は、その名称の示すとおり、ドイツの歴史や文化、憲法や法秩序に関する知識を測るテスト要領として紹介されたが、バーデン・ヴュルテンベルク州のテストを踏まえた上で、さらにそれを発展させたものと理解できる。このテスト案は、全体で9つのジャンルに分かれた100の質問項目からなる。

1. ドイツとドイツ人
2. ドイツ史の基礎
3. 憲法と基本的人権
4. 選挙・政党・利益団体
5. 議会・政府・軍隊
6. 連邦国家・法治国家・福祉国家
7. ドイツとヨーロッパ
8. 文化と学術
9. ドイツと国家のシンボル¹¹

具体的にはドイツの人口を問う設問から、宗教改革、ホロコースト、ベルリンの壁、哲学者、音楽家、国歌に関する質問まで、分野は多岐に渡っており、国籍取得を希望する外国人は、ドイツの歴史、文化、社会、政治制度に関して、幅広い準備が必要となるが、裏を返せば、この公表されたテスト案の100の質問事項を解答するだけで、ドイツという国の成り立ちの大枠、ドイツ社会を構成する市民のひとりとして、最低限知っておくべき知識を学ぶことができるよう考案されている。ヘッセン州内相プフィエ

10 Tages Zeitung とのインタビュー。

http://www.bundesregierung.de/nn_774/Content/DE/Interview/2006/02/2006-02-13-es-geht-um-identifizierung-mit-unsere-werten.html.

11 <http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,406101,00.html>.

(Volker Bouffier)によるとこのテスト案の目的は、「国籍取得申請者がこのテストの受験勉強をすることによって、ドイツ連邦共和国のあらゆる側面を真摯に学び知る」¹²とところにある。国籍取得申請者に論述的に解答することを要求するバーデン・ヴュルテンベルク州テストに対して、ヘッセン州テスト案は、知識を試すいわゆるクイズ型の出題形式である。加えて、イスラム教徒を想定した質問も、法治国家や基本法の原則を問う質問という形に巧みに一般化され、明確にそれと認識できるのは、「39. 女性は近親者の男性の同伴なしに、ひとりで公の場に出たり、旅行をしたりすることは許されないという考えがありますが、あなたはこれについてどう考えますか。」(数字は設問番号を表す)と宗教感情を問う質問、「43. 映画や演劇、書籍などで様々な宗教を持った人の信仰心が傷つけられることがあります。あなたの考えでは、自分の信仰に対するそのような中傷に抗するにはどのような手段を取ることが許されますか、あるいはどのような手段を取ることが許されないでしょうか。」の2問であるが、後者は、バーデン・ヴュルテンベルク州と全く文言を同じくする。

ヘッセン州のテストの特徴は、バーデン・ヴュルテンベルク州テストに向けられた批判を受けて、移民の信条をはかることより、むしろドイツ文化、社会、政治などに関する知識を学ばせ、新市民となる外国人にドイツの社会と文化の核心的な価値観や知識を共有させようという試みにあるが、このテストに対しても、「新たな形で信条を詮索するものである」(ハッキ・ケスキ、Hakki Keskin—ドイツイスラム教徒評議会議長)、「このような質問形式のテストは狭量で、恥ずべきものであり、また虐待的である」(ディーター・ヴィーフエルスピュッツ、Dieter Wiefelspütz—SPD内政担当連邦議会議員)など、批判的な見解は多い。

100の質問項目の中には、フランクフルトパウロ教会でのドイツ初の普通選挙決定、イスラエルの生存権、1953年の東ドイツの労働者蜂起、ドイ

12 ZEIT online, http://zeus.zeit.de/text/online/2006/11/einbuergerstest_hessen.

ツロマン派の画家、カスパー・ダヴィット・フリードリッヒ (Casper David Friedrich) の絵画のモチーフを問う質問など、一般のドイツ人でも容易に答えることができないと推察される内容も少なくない。しかし、この場合、この質問事項に一般のドイツ人が答えることができるかどうかは、さしたる問題ではない。注目すべきは、問題作成者のホスト社会側が、ドイツ人であるためには何を知り、何を理解しておくべきか、現在の自分たちの社会は如何なる約束と価値観で成り立っており、どのような集団的体験の連続線上にあるのか、つまりドイツ社会のアイデンティティは何であるのかをテストの形で移民に提示しているということである。

4. 主導文化論争と社会のアイデンティティ

移民国という認識の下、90年代、さまざまな異なる文化や宗教、民族が同等の位置づけで共存する多文化社会を標榜してきたドイツ社会が、新たに社会のメンバーとなる外国人に、自国の言語や文化を学ばせ、イスラム教徒に対して警告的な信条テストを課すようになった流れは、いつに遡れるだろうか。ここで、2000年に起こったひとつの論争に注目したい。

2000年10月、当時のキリスト教民主同盟代表フリードリッヒ・メルツ (Friedrich Merz) が移民法改正議論の枠組みで、「ドイツの主導文化」という言葉を使用した。正確には、「人間の尊厳に対する敬意に深く刻印された基本法の伝統は、自由主義的ドイツの文化の一部であり、基本法はドイツ人の価値体系の表現である。従ってドイツの文化的アイデンティティとなっている」¹³ という文脈において上記の概念が関連づけられたのであった。ここで、第二次世界大戦終結以来、ドイツの文化がヨーロッパの理念の強い影響の下にあったこと、男女同権の原則や移民の前提としてのド

13 Frankfurter Allgemeine Zeitung, 07. 05. 2006, S. 61.

イツ語能力習得の必要性などについても言及されている¹⁴。メルツの提案は、統合コースや、国籍取得申請者テストという形を取って、現在、社会のメインストリームとなっているが、2000年当時、世論は「自由主義的ドイツの主導文化」という表現の「ドイツの主導文化」という言葉に反応した。メルツの主張は、裏を返せば、社会に支配的な文化が存在するということであり、加えて、それが、「ドイツの」という形容詞を伴って表現されたのである。それは、90年代にドイツ社会が目指す理想として掲げられ、一般的に使用されていた多文化社会のコンセプトとは相反するものであった。「ドイツの主導文化」という言葉が、現在までのドイツ人のアイデンティティに関するさまざまな歴史的議論の文脈を汲み取って一人歩きしたと言っていいてであろう。メルツの主張は、「けしからぬ」、「危険」、「無責任」、「曖昧なドイツ的なものへの傾斜」であると世論の批判を受け、ヴィルヘルム 2 世の帝国主義政策やナチスとも関連づけて解釈されることとなる¹⁵。当時のドイツ連邦大統領ヨハネス・ラウ（Johannes Rau）も、この概念に敏感に反応したひとりである。「私たちは、ドイツがヨーロッパにおいて、最も最有力国であるかのように振る舞っているなどという印象を与えることは絶対に避けるべきである。〔中略〕私たちは、主導的な機能は持たないし、持とうと努力するべきでもない。」¹⁶

「主導文化」という概念を初めて使用したのは、ゲッティンゲン大学の国際関係論の教授であるバッサム・ティビ（Bassam Tibi）である¹⁷。ティビは1998年にその著書『アイデンティティなきヨーロッパ』の中で、価値観随意（Wertebeliebigkeit）の多文化主義と区別して、多元文化主義的な主導文化論を展開する。自らがダマスカス生まれのイスラム教徒であるテ

14 Frankfurter Allgemeine Zeitung, 07. 05. 2006, S. 16.

15 Bassam Tibi, Leitkultur als Wertekonsens -Bilanz einer missglückten deutschen Debatte, In:Bundes Zentrale für politische Bildung, http://www.bpb.de/publikationen/40QIUX,2,0,Leitkultur_als_Wertekonsens.html#art2.

16 Frankfurter Allgemeine Zeitung, 25. 10. 2005, Nr. 248. S. 2.

17 Tibi, Leitkultur als Wertekonsens Bilanz einer missglückten deutschen Debatte.

イビの意図する主導文化とは、価値観の合意（Wertekonsens）である。ティビによると、あらゆる民主主義の形態において、国家や市、町、村などの公共団体は、単一文化か多文化であるかに関わらず、そこに居住する人々の掟として、価値観や規範に関する合意を必要とする。ティビは、ドイツの移民の統合を妨げている要因は、ドイツ語の市民（Bürger）という概念が民族的に規定されていることにあるとし、故に、民族性に基かない、啓蒙主義に由来するヨーロッパの主導文化、あるいはヨーロッパのアイデンティティという概念を使うことによって、移民とドイツ人の間の平和的共存の基盤を提案している。ティビは主導文化の概念をさらに一般化し、主導文化はアイデンティティを形成する重要な要素であるという見解を示している。「統合には、アイデンティティを与えることが可能である状態が求められる。主導文化を持たないアイデンティティは存在しない。」¹⁸

しかし、ティビの意図するところと離れ、主導文化はその後、「ドイツ」という輪郭を帯びていくこととなる。『アイデンティティなきヨーロッパ』が出版された1998年の秋に『ツァイト誌』の発行者であるテオ・ゾマー（Theo Sommer）によって、「統合とはドイツの主導文化と核心的価値観への相当な同化を意味する。」¹⁹と、ドイツと主導文化という概念が結びつけられ、主導文化は「ドイツ」と「移民」と「統合」という関連の中で論じられていくこととなるのである。2000年11月に、メルツは、CDUの移民の統合政策についての論議の中で、さらに明確な形で自らの主導文化論を具体化している。それは、外国人に「ドイツの国の一部となり、ドイツの文化と歴史を受け入れることを求める」というものであった²⁰。つまりこれは外国人の「ドイツ社会化」であり、2007年9月現在までの経過や移民コース、テスト導入の現実を鑑みると、移民政策のメインストリーム

18 Bassam Tibi, *Ibid.*

19 Frankfurter Allgemeine Sonntagszeitung, 07. 05. 2006, Nr. 18, S. 61.

20 Frankfurter Allgemeine Zeitung, 22. 11. 2000, Nr. 272, S. 17.

となっていると言える。その根底には、社会の中の外国人の統合を可能にするのは、90年代から標榜されてきた、一見理想的な理念である多文化主義、それぞれの文化が交わることなくカプセル化し、平和共存する多文化社会のコンセプトではなく、その概念を好んで使用するか否かに関わらず、どこの国にも主導文化が存在し、ドイツもまた然りである、ドイツ社会の構成員となる外国人はその主導文化を受け入れ、理解するべきであるという考え方がある。そして、この問題は、長らくドイツ人が公に対峙することを避けてきた、「ドイツ人とは何であるか」という問い、つまりアイデンティティの問題と表裏一体となっている。

多文化社会の文脈においてはホスト社会のアイデンティティは議論のテーマとはならなかったが、主導文化論の延長線上には当然の帰結として集団のアイデンティティの問題が存在する。かつてのメルツの主張は2007年9月現在、世論や政治レベルでの公然の見解であり、当時この見解に反発したりベラル派の政治家や知識人達の間でも暗黙の理解となっている。

この流れの変化の背景には、2001年の9.11テロ、2004年3月と2005年7月のマドリッドとロンドンのテロ事件、同年11月のオランダでのテオ・ヴァン・ゴッホ殺害事件、2005年9月デンマークでのムハマド風刺画事件、11月パリの暴動など、「イスラム」が関わる世界を揺るがせた一連の事件があり、他方で、「多文化社会」の名の下に進んできた「平行社会」の現実がある。ドイツに居住する外国人の約20パーセントが学校教育を中途退学し、約40パーセントが基幹学校のための教育を受け、失業率はドイツ平均の2倍以上の29.9パーセントに上る²¹。職業生活から除外された移民たちは、一方では行政にとって財政的負担となり、他方ではフランスの暴動で過激な形をとって表出したように社会不安の原因ともなり得ることに、人々は気づき始めた。加えて、ドイツの社会の中にありながら、婚姻や教育、実質的な生活の出来事がドイツの法律とは別の掟によって治められる

21 Der Spiegel, 12/2006 S. 24.

社会に対する危機感や、ヨーロッパ的規範とは違った価値判断によって行動する人々への距離感もある。ここに主導文化という考え方が、世論の暗黙の了解を得、「主導文化」という表現そのものを使用するかどうかは別として、移民の統合政策の基本路線となっていく背景があると言える。

ヘッセン州のテスト案の根底にあるのは、統合コースで教えられるようにドイツ語で手紙を書き、日常的な用を足し、コミュニケーション能力をつけて、ドイツの社会に関する一般知識を得、法を守って生活するだけでは、外国人が「ドイツ人」となるには不十分であり、いわゆるドイツ社会にある主導文化、すなわちドイツ人の主導文化を受け入れなければならないという考え方である。

ドイツの主導文化とは一体何であるのかという問いは、ドイツ人のアイデンティティの問題と密接に関わっている。つまり何がドイツ人という集団を作っているのかという問いである。移民の統合の文脈で扱われる主導文化は、集団のアイデンティティという抽象的な概念が文化や歴史の具体的な内容をともなって表されたものであると理解できる。その意味においてヘッセン州のテスト案は、バーデン・ヴュルテンベルク州のテストと比較してより具体的に質問事項の形でドイツ社会とドイツ人のアイデンティティを提示し、これからドイツ人となる外国人にそれと対峙し、受け入れることを要求したものと見える。憲法に対する忠誠、男女平等、ナチスの罪に対する考え、婚姻の自由、法治国家、ドイツ統一などティビのヨーロッパの主導文化という概念の延長線上にある現代の社会の構成員としてのアイデンティティを形成する要素に加えて、ゲーテやシラーの作品、ベートーベンなど、明らかにドイツ民族に限定された文化や芸術、あるいは、宗教改革、戦後の経済復興、分断と統一など、集団の記憶としての歴史に関する事柄も組み込まれている。そこには、外国人が「ドイツ人」となるには、憲法に対する忠誠やヨーロッパ的価値観の認容だけでは不十分である、やはり民族的な「主導文化」を知り受け入れるべきである、そして、ドイツの社会にはドイツ民族の伝統に依拠する主導文化が存在するという

主張が見て取れる。

5. まとめ

社会学者ノルベルト・エリアス (Norbert Elias) は、戦後の高度経済成長の下、経済優先の風潮の影に西ドイツの社会が、社会の方向性に関して混迷状態にあり、深刻なナショナルアイデンティティの問題を抱えて来たことを指摘している²²。ドイツ人のアイデンティティの問題は、60年代末以降、西ドイツ社会においてナチスの罪と対峙し、過去に対する反省が公的に表明されるのと反比例するかのようになり、消極的に取り扱われた。国家に対する肯定的な感情表現は危険であり、タブーとされてきた。1990年にドイツが統一され、異なる体制の下で戦後30年間それぞれの国家を形成してきた2つのドイツ人がひとつの国民となったとき、東西ドイツ共通のアイデンティティ創出の基盤を築くことが課題とされた。ヘルムート・シュミット元首相初め、当時の政治家、知識人から様々な提案がなされたが、統一ドイツ社会のアイデンティティや帰属意識に関する議論は、90年代の多文化社会の議論の中で一時自然消滅した形となった。ところが、2000年以降、多文化社会の理想主義的コンセプトが崩壊、いわゆる平行社会の現実直面し、移民の統合や移民テストという文脈で再度、「ドイツ人とは何か」という問題が「主導文化」という概念をともなって浮上してきた。外国人がドイツ国籍取得の条件を満たし、法的に「ドイツ人」となるだけでは不十分である、つまり帰属意識や共通の価値観を持たない市民が増えただけでは社会の不安定化に繋がり、将来は「ドイツ社会」とは異質の社会が現出するのではないかという危機感が移民テストの形で表出したと言える。ヨーロッパの自由主義的、民主主義的価値観と憲法に対する忠誠は

22 Norbert Elias, Studien über die Deutschen-Machtkämpfe und Habitusentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert, Frankfurt a. M. 1994, S. 522-543.

現在のドイツ社会を成立させている要となるものであり、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン両州のテストでも主要なテーマとして取り扱われている。ヘッセン州のテスト案はさらに現在の社会と文化を過去の連続性として捉え、ドイツの歴史や文学、芸術、学問的遺産もドイツ人となる外国人が知るべき事柄として挙げられている。個人のアイデンティティが過去の経験の蓄積によって成り立っているとすれば、集団のアイデンティティのよりどころを歴史や伝統に求める姿勢は理解できることである。とは言え、国家に対する感情や帰属意識に対して懐疑的な土壤のある社会で、移民の社会統合という課題を突きつけられた形で、ドイツ人とは何であるかという定義づけが試みられていることが、ドイツの移民テストの問題をさらに複雑にしている。

バーデン・ヴュルテンベルク州とヘッセン州の動きを受けた形で、連邦は国籍取得手続き統一基準を設け、ドイツ語テスト及び国籍取得者用コース受講を義務づける方向性を打ち出した。コースは、既に2つのテストで紹介した民主主義、法治国家、男女の平等などに関するテーマなどで構成されるとなっている²³。これらのコースで学習されるドイツ社会に関する知識や価値観は、むしろ、国籍取得申請者である外国人が本来持っている宗教的、民族的、文化的アイデンティティの上に付け加えられるものであり、統一基準が設けられた後も現実的な帰属意識共有の課題は残る。いわゆる「新ドイツ人」を含んだ包括的な社会のアイデンティティ創出は可能であるのか、今後の州と連邦の試みに注目していきたい。

23 Bundesregierung, http://www.bundesregierung.de/nn_774/Content/DE/Artikel?2005/05/2006-05-05-innenminister.Konferenz-einigt-sich-auf-einbuengerungsverfahren.html.